

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-2
許認可等の種類	調理師の免許			
根拠法令条例等・条項	調理師法第3条、第4条、第4条の2、第6条			
許認可等の概要	調理師の免許			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ・調理師法 第三条 調理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条(高等学校の入学資格)に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの 二 学校教育法第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの 第四条 第六条第二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には、第三条の免許を与えない。 第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 二 罰金以上の刑に処せられた者 第六条 都道府県知事は、調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。 一 第四条の二各号のいずれかに該当するに至ったとき。 二 その責めに帰すべき事由により、調理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			